

奈良県告示第五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成三十年五月十一日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
さくら歯科医院	生駒郡三郷町勢野北一―二―二〇	平成三十年三月八日
ころころこどもクリニック	天理市指柳町二五六―一―一	平成三十年四月一日
坂上眼科	大和郡山市朝日町五二〇―五八にし茂とビル三階	平成三十年四月一日